

神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準

平成22年3月10日決定

平成22年9月1日改定

令和2年4月1日改定

1 趣旨

本基準は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の16又は法第77条の35の19第2項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の行う構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいい、以下、「判定」という。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって判定の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第77条の35の19第2項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第77条の35の19第2項の規定に基づき行う機関に対する判定の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第77条の35の16の規定に基づき行う機関に対する判定の業務に関する監督上必要な命令をいう。
- (4) 「文書注意」とは、処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

機関に対する処分又は文書注意（以下「処分等」という。）は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこととする。

4 機関の処分等の基準

(1) 一般的基準

機関に対する処分等の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

ア 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）は、最も重い処分事由に基づき処分等を行うものとする。

イ 二以上の処分事由に該当する行為について併せて処分等を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。

- ① 処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）のAに該当する場合においては、取消しを行う。

- ② 処分事由に該当する行為のいずれもが処分ランクのAに該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が1年を超える場合には、取消しを行う。
- (3) 過去に処分を受けている場合の取扱い
- 処分の日の直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けている機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。また、処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合(判定の業務に係るものに限る。)に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。なお、加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行うことを基本とし、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

ア 処分を加重すべき場合

- ① 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
- ② 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
- ③ 法令違反の状態が長期にわたる場合
- ④ 常習的に行っている場合
- ⑤ 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
- ⑥ その他特に考慮すべき事情がある場合

※ 処分事由に該当する行為が、①又は②に該当する場合、③から⑥までの2以上に該当する場合又は③から⑥までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合には、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。また、処分事由に該当する行為が③から⑥までのいずれかに該当する場合又は故意によるものである場合(①に該当する場合を除く。)には、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。当該行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合には、取消しを行うことを基本とする。

イ 処分を軽減できる場合

- ① 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合
- ② 災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
- ③ 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合
- ④ 速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合
- ⑤ その他特に考慮すべき事情がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、①から⑤までのいずれかに該当する場合には、業務停止の期間を3分の2に、①、②又は⑤のいずれかに該当し特段の事情が認められる場合には、業務停止の期間を3分の1に、①から⑤までの2以上に該当する場合には、業務停止の期間を3分の1に、それぞれ軽減することを基本とする。

5 処分等に伴う措置

(1) 指定書の返納

取消し又は業務停止命令を行った場合には、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

(2) 業務の引継ぎ

取消しを行った場合には、法第77条の35の14第1項の帳簿及び同条第2項の書類を、知事が引き継ぐものとする。

(3) 処分等の報告

知事が処分等を行った場合には、処分等を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分等の日、処分等の内容、処分事由等（以下「処分等の概要」という。）を国土交通省に報告する。知事が処分を行った場合には、併せて県内の特定行政庁及び県内を業務区域としている指定確認検査機関に処分等の概要を報告する。

(4) 処分等後の指導監督

機関に対して処分等を行った場合は、当該処分等に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、更に処分等・告発を行う。

6 処分等の保留

次に定める場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合

(2) 判定を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合

(3) 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たっては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に判定の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分等を行わないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。また、6により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

根拠条項	関係条項	処分事由	処分ランク	標準的な処分内容	
77の35の19②一	6の3④,18⑦	判定結果通知の期限内交付義務違反	D	業務停止命令1月	
	6の3⑤,18⑧	判定期間延長通知義務違反	D	業務停止命令1月	
	6の3⑥,18⑨	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付義務違反	D	業務停止命令1月	
	18の3③	確認審査等に関する指針によらない判定（「77の35の19②五その他①」に係るものを除く。）	D	業務停止命令1月	
	77の35の5②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の35の6①	無認可による業務区域の増加又は減少	C	業務停止命令3月	
	77の35の8③	委任都道府県知事に対する名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の35の9①	構造計算適合性判定員（以下「判定員」という。）以外の者による判定の実施	C	業務停止命令3月	
	77の35の9②	判定員の構造計算適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令3月	
	77の35の9③	判定員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の35の11	判定義務違反	C	業務停止命令3月	
	77の35の13	業務区域等の揭示義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の35の14	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令1月	
	77の35の15	業務実績等の書類の備え置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令1月	
	77の35の18①	判定の業務の無許可休廃止	D	業務停止命令1月	
77の35の19②二	77の35の12①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令6月	
		②その他構造計算適合性判定業務規程によらない判定	C	業務停止命令3月	
77の35の19②三	77の35の9④	役員等構成の基準不適合に伴う判定員解任命令に違反	A	取消し	
	77の35の12③	構造計算適合性判定業務規程の変更命令違反	A	取消し	
	77の35の16①	監督命令違反	A	取消し	
77の35の19②四	77の35の4一	判定員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の35の4二	判定業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の35の4三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の35の4四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
	77の35の4五		①代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る判定の実施	B	業務停止命令6月
			②判定員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は建築確認を行う建築物に係る判定への従事	B	業務停止命令6月
			③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令6月
	77の35の4六	機関の親会社等である指定確認検査機関の行った確認の申請に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業務停止命令6月	
77の35の4七	機関としての制限業種の実施等	A	取消し		
77の35の4八	判定の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月		
77の35の19②五	77の35の17①	①判定の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月	
		②判定の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき	C	業務停止命令3月	
		③判定の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月	
	77の35の19②本文	業務停止命令違反	A	取消し	
	その他	①法第6条の3第1項及び法第18条第4項の判定における著しく不適切な判断	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令	
	②その他判定の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令3月		
77の35の19②六	77の35の3等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し	

(注)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35の19②一」は「法第77条の35の19第2項第1号」の意である。

神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準について（補足）

処分の対象となる行為が「神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①に該当する場合における処分等の内容の決定は、以下に定めるところによる。

- 1 判定が適確に行われなかったことにより構造計算適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。
 - (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
 - (2) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数
 - (3) 立入検査、報告等において明らかとなった事項
 - (4) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況
 - (5) その他処分等の内容を決定するに当たり考慮すべき事項

- 2 機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。